

豊前市農業委員会議事録



- 1 招集日時 平成 30 年 12 月 10 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 4 号 農地利用配分計画案に関する意見について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名
出席 10名
欠席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	欠	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸
係長 湯越 恵子

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成30年12月の定例総会を開催いたします。出席委員は21名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は11番竹中博藤委員と、12番川崎信彦委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。4件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」全4件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は小犬丸池から50m南側の農地です。譲渡人 [] は糟屋郡志免町の施設に入所したため耕作管理ができなくなりました。そのため、譲受人 [] が購入するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

9番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、場所は河原田の御手洗池の横の農地と、永久営農組合倉庫の南側の農地、集落に隣接した農地になります。譲渡人 [] の農地を譲受人 [] が公正証書の遺言により受贈するものです。 [] と [] は兄弟であり、以前より [] の農地を [] が耕作管理をしており、特に問題も無いものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

2番委員発言 通り番3について説明いたします。

譲渡人 [] が、空き家に付随した農地の指定申請を提出し、承認を8月に受けました。今回譲受人 [] が空き家とともに購入する農地です。場所は合岩中学校より約1km南に進んだ空き家の裏の農地と道沿いの農地であり、特に問題ないものと思います。間違いありませんので宜しくご審議お願いいたします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

7番委員

空き家バンクに付随した農地には面積制限はありますか。

局長

特に定めはありませんが、優良農地については担い手へ渡していくというのが基本です。しかし耕作が見込めない農地については耕作放棄地となる恐れがあるため、空き家バンクに付随した農地として取り扱うようにしています。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

8番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲渡人 [] と譲受人 [] は兄弟です。この農地は以前父親が亡くなった時に [] が相続で譲り受けたのですが、築上町に在住の為、耕作管理が難しくなりました。今回母親が亡くなったことにより土地を [] にまとめるための申請です。 [] は農業をされており特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いいたします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から4について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する

意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1について、説明いたします。
通り番1について、場所はみやこハムの東側の農地です。譲渡人
[REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED]
が購入し宅地分譲するものです。この農地は都市計画区域内の用途
地域であるため、特に問題も無いものと思われま。間違いありま
せんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番
2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

6番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。
通り番2について、場所は森久の住宅地に隣接した農地です。譲
受人 [REDACTED] が譲渡人 [REDACTED] の農地を贈与にて来客用等の駐
車場として利用するものです。集落に接続しており特に問題ないも
のと思われま。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3につ
いて、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

10番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。
通り番3について、場所は市営新町団地から30m北側の農地です。
譲受人 [REDACTED] が譲渡人 [REDACTED]
[REDACTED] の農地を購入し5棟の建売住宅を分譲するものです。申請地
は上水、下水が利用できる場所であり、周辺には病院や学校があり
特に問題も無いものと思われま。間違いありませんので宜しくご
審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4につ
いて、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

9番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。
通り番4について場所はJA南部支所の約300m西側の農地です。
譲受人 [REDACTED] は従来農地を貸借していたが、管理不良であるため、譲受人 [REDACTED] に売買し、太陽光発電設備を設置するものです。申請農地の周囲は1.2mから1.5mの高さのフェンスを設置し、緩衝地が設けられることになっており特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

7番委員

譲受人は茨城県になっているが、豊前市に出張所はあるのでしょうか。

9番委員

書類の手続きについては福岡市の行政書士の方が行っています。出張所はないようです。

7番委員

山田地区も太陽光発電設備を設置しましたが、イノシシの被害に
あい、太陽光発電設備の柵が壊れてしまった。そのため、連絡を取るのに、相手不明だと大変である。

議長

太陽光発電設備の入り口の柵に管理者など掲示していると思いま
す。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転及び利用権貸借の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について、農地中間管理機構を通じた賃借権設定ですが、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 これについてご意見はありませんか。

9番委員 農地の場所はどの辺りですか。

12番委員 高野谷になります。以前 [] が耕作していましたが、出来なくなつたので、 [] が耕作するものです。 [] は宇佐市に在住ですが、実家は大村小学校の横になります。

7番委員 農地中間管理事業の賃借年数が10年だと思いますが、なぜ10年ではないのですか。

局長 [] が10年で結んでいたため、残りの期間になります。

7番委員 10a当たりの賃借料が1万円であるのに対し、賃借料合計違うのではないですか。

事務局 一筆のみ10a当たりの賃借料が違いますが、帳票上そのように記載されてしまいます。

議長 ほかに何かございませんか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については原案通り可決して意見を進達いたします。


議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって12月の定例総会は終了いたします。


議長 閉会の宣言
14時20分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 30 年 12 月 17 日

議長 松本克己 

11番委員 竹中博彦 

12番委員 川崎信彦 



朱子

